

防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画

北海道

1 防災工事等の推進に関する基本的な方針

(1) 北海道における農業用ため池の概要

ア 現状と基本的な考え方

北海道の農業用ため池の歴史は、他府県に比べ比較的浅く、文献に残るものでは明治26年に建設されたものが最初とされている。その後、水田開発と稲作の進展に伴い、明治末から昭和20年代前半にかけ農業用ため池を含む多くの農業水利施設の建設が進められた。

戦後になると、食糧増産を目的として新たな水田開発が行われ、個人や数人共同による小規模な農業用ため池が多く造成されるとともに、農業土木技術の発達に伴い、補助事業等による大規模な農業用ため池の建設が進められてきた。

その結果、昭和50年代までには多くの農業用ため池が設置され、こうした施設は、大規模かんがい施設による農業用水の供給が困難となっている中小河川沿いや中山間地域の水田を中心に、現在も農業用水の供給施設として重要な役割を果たしている。

しかし、昭和初期までに造成された古い農業用ため池や、個人の農家や水利組合などが造成した農業用ため池には、構造や健全性・脆弱性等の全容が不明であるものも多く、一部施設においては現在求められる耐震性等を満足していないものも見受けられる。

このため、決壊した場合の浸水想定区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池を「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号。以下「法」という。）」第4条に基づく防災重点農業用ため池として指定し、これらの防災重点農業用ため池について劣化状況、地震耐性、豪雨耐性の評価を行う。その結果、廃止工事を含めた防災工事が必要と判断された防災重点農業用ため池については、決壊した場合の影響度を踏まえて対策優先度を設定するとともに、優先度の高い順に対策を検討し、防災重点農業用ため池の存する市町村や防災重点農業用ため池の所有者及び管理者と協議を行い、調整のついたものから順次、防災工事を実施することとする。

なお、防災工事は法の有効期間内に着手する必要があることから、工事の必要性を判断するための劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価や防災工事、廃止工事は、法の有効期間内を令和3年度から7年度までの前半5年間（以下「前期」という。）と令和8年度から12年度までの後半5年間（以下「後期」という。）に区分し、実施するものとする。

イ 所有者及び管理者の状況

別表1のとおり

- (2) 北海道における防災工事等の実施状況等
別表1のとおり

2 劣化状況評価の実施に関する事項

(1) 劣化状況評価の推進計画

防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、5の(1)のアに規定する実施主体が計画的に劣化状況評価を実施する。

なお、北海道における劣化状況評価は、防災工事の実施に要する期間を考慮し、前期の令和7年度までに完了させる。

ア 前期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池： 66か所

イ 後期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池： 0か所

(2) 経過観察

劣化状況評価の結果、防災工事は不要であるものの、変状等が認められ経過観察が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、別表2に記載する者が経過観察を行い、毎年1回以上、北海道に経過観察の結果を報告するものとする。

なお、北海道は経過観察の方法、頻度等を別途指示するとともに、経過観察を行う者に対し、漏水量及び堤体の変形状況の計測方法並びに計測頻度等を指導し、経過観察が確実に行われるよう支援するものとする。

(3) 定期点検

防災重点農業用ため池は、地震や豪雨等により劣化が進行する等の不測の事態が生じるおそれがあることから、当該ため池の所有者又は管理者は、決壊の危険性を早期に把握するため、防災工事が完了したものも含め毎年1回以上定期点検を行い、北海道に結果を報告するものとする。

3 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項

(1) 地震・豪雨耐性評価の推進計画

地震・豪雨耐性評価は、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、北海道が計画的に実施する。

なお、北海道は防災工事の実施に要する期間を考慮し、前期の令和7年度までに地震・豪雨耐性評価を完了させるものとする。

ア 前期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池： 52か所

イ 後期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池： 0か所

ウ 個々の防災重点農業用ため池に関する情報：別表2のとおり

(2) 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき要件（知事特認）

防災重点農業用ため池に係る防災工事等基本指針第3の2の(1)の③に規定する知事が特に必要と認めるものは、堤高10m以上又は貯水量10万 m^3 以上のものとする。

4 防災工事の実施に関する事項

(1) 防災工事（廃止工事を除く。）の推進計画

防災工事は、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、5の

(1)のウに規定する実施主体が計画的に実施するものとする。

ア 前期に防災工事を行う防災重点農業用ため池：12か所

イ 後期に防災工事を行う防災重点農業用ため池：22か所

ウ 個々の防災重点農業用ため池の情報：別表2のとおり

(2) 廃止工事の推進計画

廃止工事は、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、5の

(1)のエに規定する実施主体が計画的に実施するものとする。

ア 前期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池：3か所

イ 後期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池：1か所

ウ 個々の防災重点農業用ため池の情報：別表2のとおり

(3) 防災工事の実施に当たっての配慮すべき事項

ア 文化財保護担当部局との調整

防災重点農業用ため池が史跡名勝天然記念物等の指定地内に存する場合や、景観の構成要素となっているなど文化財的な位置付けがなされている場合は、市町村の文化財保護担当部局に対して、速やかに文化財保護法に基づく協議を行う。

イ 環境担当部局との調整

絶滅危惧種などが生息・生育する防災重点農業用ため池については、市町村の環境担当部局と協議を行い、環境との調和への配慮を適切に行う。

なお、防災重点農業用ため池を廃止するに当たっては、生息・生育の場が喪失するおそれがあることを踏まえ、環境担当部局等と相談の上、必要な措置を講ずる。

また、廃止工事を含めた防災工事が土壌汚染対策法の規定で定める規模以上のものとなる場合は、速やかに必要な手続きを行う。

ウ その他

堤体等が道路・公園等として利用されている防災重点農業用ため池については、市町村の当該施設機能を所管する部局と協議を行う。

5 防災工事等の実施に当たっての市町村等との役割分担及び連携に関する事項

(1) 防災工事等の実施主体

ア 劣化状況評価

(ア) 土地改良区管理の防災重点農業用ため池については土地改良区が実施

(イ) 土地改良区管理以外の防災重点農業用ため池については北海道が実施

イ 地震・豪雨耐性評価

北海道が実施

ウ 防災工事（廃止工事を除く。）

(ア) 受益面積 2 ha 以上の防災重点農業用ため池については北海道が実施

(イ) 受益面積 2 ha 未満の防災重点農業用ため池については市町村又は土地改良区が実施

エ 廃止工事

市町村又は土地改良区が主体となって実施することを基本とするが、内容によっては北海道が主体となることもできるため、その場合は協議する。

(2) 技術指導等の内容

北海道は、法第 6 条第 1 項に基づき北海道が実施する技術的な指導、助言その他の援助を行うため、北海道土地改良事業団体連合会と連携して、「ため池保全管理サポートセンター」（仮称）を設置する。

(3) 情報共有及び連携の方法

北海道は、防災重点農業用ため池の関係者間で防災工事等に係る情報共有を図り、連携して防災工事等を推進するため、北海道、関係市町村、関係土地改良区、北海道土地改良事業団体連合会を構成員とする「北海道ため池防災工事等推進連絡会議」（仮称）を設置し、事務局となって運営するものとする。

6 その他防災工事等の推進に関し必要な事項

(1) 応急的な防災工事又は地震・豪雨時の応急措置の実施

北海道、市町村、土地改良区、防災重点農業用ため池の所有者又は管理者は、応急的な防災工事又は地震・豪雨時の応急措置について、互いに連携し、必要な対策を講じる。

(2) ICT等の先端技術の導入等による管理・監視体制の強化

北海道は、所有者又は管理者が防災重点農業用ため池の遠隔監視が可能となるよう水位計や監視カメラの設置等について検討する場合、技術的な指導及び助言を行う。

防災工事等の推進に関する基本的な方針 北海道

令和3年3月末時点

1 農業用ため池の概要								
(1)所有者別の箇所数及び割合								
区分	国又は地方公共団体	土地改良区	水利組合	集落又は個人	その他	不明	合計	備考
(割合)	(0%)	(16%)	(2%)	(80%)	(0%)	(3%)	(100%)	
箇所数	2	171	18	875	0	28	1094	令和3年1月末時点
(2)管理者別の箇所数及び割合								
区分	国又は地方公共団体	土地改良区	水利組合	集落又は個人	その他	不明	合計	備考
(割合)	(0%)	(17%)	(4%)	(79%)	(0%)	(0%)	(100%)	
箇所数	2	181	43	868	0	0	1094	令和3年1月末時点
<p>※国:行政財産として所有するものに限る。</p> <p>※地方公共団体:法定外公共物であって市町村への所有権移転登記が未了のものを含む。</p>								
2 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の実施状況等								
区分	内容						箇所数	備考
ア	劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価を実施し、防災工事は不要であると判断されたもの						2	
イ	劣化状況評価等を実施し、両方又はいずれか一方の評価結果から防災工事が必要であると判断されたもの						23	
	①	防災工事(廃止工事を除く)が完了したもの					0	
	②	防災工事(廃止工事を除く)が未了のもの(継続中のものを含む)					23	
	③	廃止工事が完了したもの(指定解除手続きが未了のものに限る)					0	
ウ	劣化状況評価を実施し、地震・豪雨耐性評価が未了						31	
	①	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当せず、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの					1	
	②	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当せず、劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの					0	
	③	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当し、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの					29	
エ	地震・豪雨耐性評価を実施し、劣化状況評価が未了						11	
	①	地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの					1	
	②	地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの					10	
オ	劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価がいずれも未了						55	
	①	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当しないもの					33	
カ	② 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当するもの						22	
	現に農業用水の貯水池として利用なし						4	
	①	今後廃止工事を行うもの					4	
合計	② 廃止工事が完了したもの(指定解除手続きが未了のものに限る)						0	
							126	

別表2

防災工事等の推進計画(対象ため池一覧) 北海道

令和3年3月末時点

データベース コード番号	防災重点農業用ため池の名称		所在地			所有者	管理者	ため池の諸元			防災工事等の対象と実施時期 ※1			経過観察		備考
	名称	ふりがな	都道府県名	市区、郡町村名	字・地番等			堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (千m3)	地震・豪雨 耐性評価	防災工事	廃止工事	経過観察 ※2	経過観察を行う者	
013610003	逆川貯水池	さかさがわちよす いち	北海道	檜山郡江差町	字鯉川町1221番 地	江差土地改良区	江差土地改良区	10.0	160.0	123.0	1					
013700003	清水溜池	しみずためいけ	北海道	瀬棚郡今金町	字白石156番地 の236	個人	個人	10.0	65.0	3.0	1					
012040003	下南郡貯水池	しもなんぶちよす いち	北海道	旭川市	東旭川町米原 264番1地先	東和土地改良区	東和土地改良区	10.8	160.0	82.0	1					
012040004	東桜岡第2ダム	ひがしざくらおか だいにだむ	北海道	旭川市	東旭川町東桜岡 247番1	東和土地改良区	東和土地改良区	9.0	160.0	91.0	1					
012200001	甲子貯水池	こうしちよすいち	北海道	士別市	梶野町字三輪菅野 林188林班イ小班	てしおがわ土地改良区	てしおがわ土地改良区	16.3	180.0	1,316.0		2				
012200003	武徳貯水池	ぶとくちよすいち	北海道	士別市	武徳町43線東12 号726番93	てしおがわ土地改良区	てしおがわ土地改良区	21.5	358.0	2,752.0		2				
012200004	中の沢貯水池	なかのさわちよす いち	北海道	士別市	宇西土別町中の沢128 番地138地先	てしおがわ土地改良区	てしおがわ土地改良区	15.2	180.0	946.0		2				
012200005	仲線貯水池	なかせんちよす いち	北海道	士別市	温根別町7356番 地先	てしおがわ土地改良区	てしおがわ土地改良区	14.3	44.0	300.0	1					
012200006	北静川貯水池	きたしずかわちよす いち	北海道	士別市	温根別町1706の 226番地先	てしおがわ土地改良区	てしおがわ土地改良区	12.6	201.0	330.0		2				
012200007	川南貯水池	かわみなみちよす いち	北海道	士別市	上士別町字川南 6389番地先	てしおがわ土地改良区	てしおがわ土地改良区	14.9	210.0	448.0		2				
012200008	ボンの沢貯水池	ぼんのさわちよす いち	北海道	士別市	西士別町1287番 69地先	てしおがわ土地改良区	てしおがわ土地改良区	12.3	124.0	101.0		2				
012210001	忠烈布貯水池	ちゆうれつぷちよす いち	北海道	名寄市	風連町字池の上 1734番2地先	てしおがわ土地改良区	てしおがわ土地改良区	18.5	310.0	2,405.0		2				
012210002	西風連ダム	にしふうれんだ む	北海道	名寄市	風連町字西風連 1933番地	てしおがわ土地改良区	てしおがわ土地改良区	13.6	162.0	348.0	1					
014530001	東神楽道水池	ひがしかぐらうち よすいち	北海道	上川郡東神楽町	26号498番580	東和土地改良区	東和土地改良区	10.5	334.0	299.0		2				
014550001	ラルル溜池	らんるためいけ	北海道	上川郡比布町	北16線14号2593 番3地先	大雪土地改良区	大雪土地改良区	6.5	140.0	15.0	1					
014560001	中愛別ダム	なかあいべつだ む	北海道	上川郡愛別町	字中央784番地 先	大雪土地改良区	大雪土地改良区	12.3	125.0	45.0		2				
014580001	東川第1遊水地	ひがしかわだ いちちよすいち	北海道	上川郡東川町	東8号北2番地	東和土地改良区	東和土地改良区	2.8	160.0	223.0	1					
014590002	水沢ダム	みずさわだむ	北海道	上川郡美瑛町	字平和4032番地 先	美瑛土地改良区	美瑛土地改良区	14.5	125.0	906.0		2				
14600004	ペペルイ調整池	べべるいちよす いち	北海道	空知郡上富良野町	東10線北20号	富良野土地改良区	富良野土地改良区	5.5	757.0	145.0	1					
14600005	東中調整池	ひがしなちよす いち	北海道	空知郡上富良野町	東11線北20号	富良野土地改良区	富良野土地改良区	5.5	682.0	145.0	1					
014640001	西和貯水池	せいわちよすいち	北海道	上川郡和寒町	字西和633番地	てしおがわ土地改良区	てしおがわ土地改良区	15.8	256.0	1,162.0		2				
014650001	桜岡貯水池	さくらおかちよす いち	北海道	上川郡剣淵町	東町5254番地先	てしおがわ土地改良区	てしおがわ土地改良区	11.5	296.0	1,186.0	1					
14650002	刈分溜池	かりわけためい け	北海道	上川郡剣淵町	東町5728番	個人	刈分水利組合	7.1	80.0	35.0	1					
014680001	矢文沢貯水池	やぶみさわちよす いち	北海道	上川郡下川町	上名寄3408番地	下川土地改良区	下川土地改良区	12.8	140.0	352.0		2				
014720001	下鏡加内ダム貯水池	しもほろかないだ むちよすいち	北海道	雨竜郡鏡加内町	字下鏡加内4673 番1	鏡加内土地改良区	鏡加内土地改良区	20.7	184.0	1,000.0		1				
014820003	翠楽ため池	ねいらくためいけ	北海道	留萌郡小平町	字翠楽472番地1	南るもい土地改良区	南るもい土地改良区	14.8	201.5	799.0	1					
014820004	田代ため池	たしろためいけ	北海道	留萌郡小平町	字鬼鹿田代662 番地	南るもい土地改良区	南るもい土地改良区	9.8	87.4	105.0	1					
014830004	八線沢溜池	はっせんざわた めいけ	北海道	苫前郡苫前町	字長島671番地	苫前土地改良区	苫前土地改良区	7.7	95.0	178.0		1				
014850001	穴線沢ため池	ろくせんざわため いけ	北海道	苫前郡初山別村	字有明791番地4	オロロン土地改良区	オロロン土地改良区	14.1	89.0	280.0	1					

注) 記載内容は、令和3年3月末時点の確定値である。

※1 【防災工事等の対象と実施時期】:対象となる防災工事等について、法の有効期間の前期(R3~R7)に着手する又は実施中の場合は「1」、後期(R8~R12)に着手する場合は「2」を記入する。

※2 【経過観察】について、経過観察が必要な場合は「1」を記入する。